

令和 8 年度 北大東村低炭素社会構築事業

募集要項

令和 8 年 9 月

北大東村

目次

第1	総則	1
1.	本募集要項の位置づけ	1
第2	事業内容に関する事項	1
1.	事業名称	1
2.	公共施設の種類	1
3.	公共施設の管理者の名称	1
4.	事業の目的	1
5.	事業方式	2
6.	業務範囲	2
7.	事業スケジュール	2
第3	事業者の募集及び選定に関する事項	3
1.	事業者選定の基本的な考え方	3
2.	参加資格	3
2.1	応募者の構成等	4
2.2	参加資格要件	3
2.3	応募者の役割	2
3.	応募の手続	4
3.1	募集要項等に対する質問受付・回答	4
3.2	参加表明書及び資格審査書類の提出	5
4.	応募にあたる留意事項	7
4.1	支払いに関する事項	7
4.2	提案上限額	7
4.3	募集の延期又は中止	7
4.4	提案書類等の取り扱い	7
4.5	応募者の複数提案の禁止	7
4.6	構成企業及び協力企業の変更禁止	7
4.7	財政措置に係る提案に関する留意事項	8
5.	優先交渉権者の選定	9
5.1	審査及び選定に関する基本的な考え方	9
5.2	提案審査	9
5.3	結果の公表	9
5.4	次点交渉権者との協議	9
5.5	事業者を選定しない場合	9
第4	請負契約に関する事項	10

1.	請負仮契約の締結	10
2.	契約保証金	10
3.	契約金額.....	10
第 5	事業の実施に関する事項	11
1.	事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項.....	11
1.1	責任分担の基本的な考え方	11
1.2	村による業務実施状況の確認.....	11
2.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	11
2.1	本事業の継続が困難になった場合の措置	11

第 1 総則

1. 本募集要項の位置づけ

北大東村（以下「村」「本村」または「発注者」という。）は、公募型プロポーザルで発注する「令和 8 年度 北大東村低炭素社会構築事業（以下「本事業」という。）」により、村内公共施設の照明器具の更新を図ることとした。

また本事業の実施がより効率的・効果的に執り行われることが期待されることから、事業者選定方式として設計施工一括発注（デザインビルド）方式を用いることとしている。

以上の目的を果たすにあたり、本募集要項は、本村が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するために配布するものである。

本募集要項に添付する要求水準書、審査基準書、及び様式集は、本募集要項と一体のものとして構成されるものとする。

第 2 事業内容に関する事項

1. 事業名称

令和 8 年度 北大東村低炭素社会構築事業

2. 公共施設の種類

北大東村内の公共施設（2 施設 6 棟）

施設名	住所	本事業の対象箇所	延床面積 (㎡)	照明更新 設備概数 ^(※1)
北大東小中学校	中野 181	図書館	201	45
		中学校校舎	428	95
		小学校校舎	2,008	289
		中学校特別教室	630	116
		体育館	797	57
村営塾	中野 282-1		175	22

(※1) 「照明更新設備概数」は概算数量を記載している。応募者は応募に先立ち、自らの責任で数量を現地確認し本募集に参加すること。なお「照明更新設備概数」と現地の実数の差異に起因する変更契約は行わない。

(※2) ただし、劇場設備等に係る特殊照明設備や、特定天井を含む高天井照明の取替は、本業務の対象外とする。

3. 公共施設の管理者の名称

北大東村長 鬼塚 三典

4. 事業の目的

本事業は、沖縄振興特別市町村交付金（以下、「一括交付金」という。）を活用し、村内公共施設の低炭素化を目指すものである。

受注者は、本事業において、以下の設備導入に要する調査・設計、施工の一切を一括して行うものである。

5. 事業方式

設計・施工一括発注（デザインビルド）方式

6. 業務概要

6.1 業務範囲

事業者行う業務範囲は、以下の通りとする。

- ・ 事業管理業務
- ・ 実施設計業務
- ・ 建設業務
- ・ その他本施設の設計・建設上必要な業務

6.2 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割を全てあるいは分担して担うものとする。
 - ・ 事業管理業務 … 本村の対応窓口となり契約諸手続きを行い、遂行の責を負う。応募者グループの場合、代表企業が本役割を担うこと。
 - ・ 実施設計業務 … 調査・実施設計・計画に関する業務を主に実施すること。
 - ・ 建設業務 … 調査・施工・施工管理に関する業務を主に実施すること。

7. 事業スケジュール

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定するが、事業者の提案による整備期間短縮は可能とする。

日程	内容
令和8年10月1日	募集要項等の公表
令和8年10月5日	質問受付期限
令和8年10月7日	質問・回答公表
令和8年10月8日	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和8年10月9日	資格審査結果の通知
令和8年10月13日	事業提案書等の受付期限
令和8年10月14日	プレゼンテーション審査
令和8年10月15日	優先交渉権者の決定及び公表
令和8年10月16日	契約締結
令和9年3月31日	事業終了

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定の基本的な考え方

本事業は、実施設計・施工段階の各業務を一体的に行うことを通じて、事業者に効率的・効果的な設備更新を求めるものであり、民間事業者の幅広い事業能力を総合的に評価することが必要である。

したがって、事業者が募集要項に規定する事業参画に足る資格を有し、かつ要求水準を満たすだけでなく、事業者の提案内容により本事業がより効率的かつ効果的なものとなるよう、公募型プロポーザルにより事業者を選定する。

2. 参加資格

2.1 参加資格に関する要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税、県税、市町村税を滞納していないこと。
- ③ 提出日から本業務の事業者が特定されるまでの間、沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与するこれと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- ⑤ 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑥ 選定委員会の委員若しくは委員が属する組織、及び企業と、応募者との間に資本面若しくは人事面において関連がある者は、入札に参加することはできない。
- ⑦ 単独応募者、または応募者グループの代表企業及び構成企業のいずれかが、他の応募者グループの代表企業、構成企業として参加していないこと。
- ⑧ 単独応募者、または応募者グループの代表企業及び構成企業の半数以上が、北大東村入札参加資格を有すること。
- ⑨ 単独応募者、または応募者グループの代表企業及び構成企業のすべてが、沖縄県入札参加資格を有すること。
- ⑩ 単独応募者、または応募者グループのうち建設業務を担当する者は、令和8年度沖縄県入札参加資格者名簿(建設工事)において電気工事業ランクAを有すること。

2.2 応募者の構成に関する要件

- ① 応募者は単独企業(以下、「単独応募者」という。)又は複数企業の共同体で構成するグループ(以下、「応募者グループ」という。)とすること。
- ② 応募者グループで応募する場合は、代表者を1社選定(以下、「代表企業」という。)し、その代表企業が本村との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。それ以外の企業は構成企業(以下「構成企業」という。)とすること。
- ③ 応募者グループで応募する場合は、構成企業各社の役割分担を明確にすること。
- ④ 単独応募者及び応募者グループの代表企業及び構成員の半数以上(2社グループの場合は2社、3社グループの場合は2社以上)は、沖縄県内に本店を有すること。
- ⑤ 応募者グループによる各種役割分担は、沖縄県内に本店又は営業所を有する民間事業者を積極的・優先的に選定すること。

2.3 応募者の実績等に関する要件

- ① 単独応募者または応募者グループの構成員のうち建設業務を担うものは、令和4年4月1日以降に、沖縄県内における国、県又は公共機関発注のLED照明設備工事を複数受託し、完了した実績を有すること。
- ② 建設業務を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- ③ 各業務の責任者として、要求水準書「資格要件」に求める技術者を配置できること。

3. 応募の手続

3.1 募集要項等に対する質問受付・回答

本募集要項及び資料に関する質問の受付・回答は、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問は、質問書(様式6)により電子メールで提出すること。

なお、電子メールの件名は、「公共施設LED照明導入推進事業に係る質問書」とすること。

宛先：北大東村 福祉衛生課(担当：與儀)
E-mail:miyoshi.y@vill.kitadaito.okinawa.jp

(2) 受付期間

令和8年10月1日(木) から 令和8年10月8日(木)正午まで

(3) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめ、令和8年10月7日(水)に本村のホームページで公表することとし、個別の回答は行わない。

3.2 参加表明書及び資格審査書類の提出

(1) 参加表明書類の形式、部数

ア) 作成要領

参加表明書及び資格審査書類の用紙の大きさはA4版とする。フォントはMS明朝体11ポイントで統一し、提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦ファイルに綴じたものを2部(正1部、副1部)提出すること。

イ) 参加表明時の提出書類

書類名	様式
公募参加表明及び参加資格確認申請書	様式1
公募参加者構成表	様式2
統括管理を行う者の参加資格要件に関する調書	様式3
設計を行う者の参加資格要件に関する調書	様式4
建設を行う者の参加資格要件に関する調書	様式5
共同企業体協定書	任意様式

※ 様式は募集要項と併せて本村ホームページに掲載

(2) 参加表明書類及び資格審査書類の提出

ア) 受付期間

令和8年10月1日(木) から 令和8年10月8日(木)午後5時まで

イ) 提出先

〒901-3902

沖縄県島尻郡北大東村中野218

北大東村役場 福祉衛生課(担当: 與儀)

※ 応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は必ず「特定記録」として発送すること。また郵送の場合の期日は必着とする。

※ 窓口による受付は、土日祝日等を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格審査結果及び提案要請書の通知

参加資格審査の結果は、文書で令和8年10月9日(金)に本村から応募者(代表企業)へメール及び郵送により通知する。

(4) 提案書の提出

ア) 提案時の形式、部数

提案要請書を交付された応募者は、本村が提供する配布資料を基に、提案書を作成し、持参または郵送する。

① 作成要領

- ・ 提案書提出届(様式第6号)により提出書類の構成を示した上で各様式の1頁目にインデックスをそれぞれ付し、A4縦ファイルに綴じたものを2部(正1部、副1部)提出すること。なおA4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- ・ 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きで、原則としてフォントはMS明朝体11ポイントで統一すること。ただし、図表等を用いる場合には、この限りではない。

② 提案時の提出書類

提案書類の記載内容については、以下の様式に沿って作成すること。

書 類 名	様 式
第二次審査書類提出届	様式 7
要求水準に関する確認書	様式 8
価格提案書	様式 9
価格提案書内訳書	任意様式
提案書	様式 10-1～10-6
工程表	任意様式

(5) 提案書類の提出

① 受付期間

令和 8 年 10 月 9 日(金)から令和 8 年 10 月 13 日(火)午後 5 時まで

② 提出先

〒901-3902

沖縄県島尻郡北大東村中野 218

北大東村役場 福祉衛生課

※ 応募者は、提案書類を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は必ず「特定記録」として発送すること。また郵送の場合の期日は必着とする。

※ 窓口による受付は、土日祝日等を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以後の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届(任意様式)を、前項の提出先まで持参又は郵送(期日までに必着)により提出すること。なお、郵便の場合は必ず「特定記録」として発送すること。

(7) 募集要項等の変更

募集要項等の公表における民間事業者の質問を踏まえ、村は必要に応じて募集要項等の内容を見直し、変更を行うことがある。その場合には、募集要項等の公表と同じ方法で速やかに公表する。

4. 応募にあたる留意事項

4.1 支払いに関する事項

本村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づき、請負契約書に定める請負額を事業者に対して支払う。本村が事業者を支払う請負費は、本事業の管理、LED整備(実施設計、施工)に係る対価で構成される。

本村は、事業者を支払う請負費を、前払い及び完了払いで支払う。なお、物価変動等に著しく上昇があった場合にあっては、本業務では契約金額の変更は行わない。

4.2 提案上限額

本事業の提案上限額は、以下のとおりである。村の算定根拠は公表しない。

¥50,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

4.3 募集の延期又は中止

募集を公正に執行することができないと認められるとき、又は災害その他やむ得ない理由が生じたとき、村は募集期限を延期し、又は中止することがある。

4.4 提案書類等の取り扱い

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権の一切は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本村は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはないが、情報公開請求等により公開を要する事象が生じた場合、応募者はこれに協力しなければならないものとする。

(3) その他の知的財産権

提案内容に含まれるその他の知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利)により保護の対象となる権利を使用した結果生じた責任の一切は、応募者が負うものとする。

(4) 本村の提供する書類の取扱い

本村が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(6) 虚偽記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

4.5 応募者の複数提案の禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

4.6 構成企業の変更禁止

構成企業の変更は認めない。ただし、本村がやむを得ない事情があると認めた場合

はこの限りでない。

4.7 財政措置に係る提案に関する留意事項

本事業は、沖縄振興特別市町村交付金(以下「一括交付金」という。)の活用を前提としているため、その趣旨に沿った提案を行うこと。

5. 優先交渉権者の選定

5.1 審査及び選定に関する基本的な考え方

本村は、応募者が提出した提案書類の評価を行うため、選定委員会を設置する。選定委員会では、総合的に提案書類等の審査を行い、本村は同委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、優先交渉権者を決定する。

応募者が優先交渉権者の決定までに選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

5.2 提案審査

令和7年度北大東村低炭素社会構築事業審査基準書に基づき、選定委員会は提案内容を総合的に評価する。

評価の結果、選定委員会は最も評価点の高い応募者を最優秀提案者、2番目に評価点が高い応募者を優秀提案者とする。なお、選定委員会は非公開とする。

5.3 結果の公表

本村は、選定委員会の審査結果を踏まえ、本業務の請負契約に対する優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。優先交渉権者、およびその次点を決定した場合、当該の事業者または代表者に対して速やかに通知する。

これらの選定結果及び審査講評は本村のホームページにて公表する。

5.4 次点交渉権者との協議

本村は、請負契約の内容に関する協議が成立しない場合、又は選定された優先交渉権者が請負契約締結までに、募集要項に定める参加資格を喪失した場合は、優先的交渉権を取り消し、次点交渉権者と協議を行うことができる。

5.5 事業者を選定しない場合

合理的な理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合は、村は優先交渉権者を選定しない場合がある。この場合、村はこの旨を速やかに本村のホームページにより公表する。

第4 請負契約に関する事項

1. 請負仮契約の締結

請負仮契約は、事業者が遂行すべき設計・施工業務に関する業務内容や金額、支払方法等を定める。

2. 契約保証金

事業者は、事業の履行を確保するために契約保証金として契約金額の100分の10以上を納付するものとする。なお、「沖縄県建設工事請負契約約款」、及び「沖縄県建設工事請負契約約款における契約の保証に関する取扱いについて」の規定に従い、契約保証金に代えて担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

3. 契約金額

契約金額は、提案上限額(消費税額及び地方消費税額を含む。)を超えない範囲で、提案価格を踏まえ、本村と優先交渉権者の間の契約金額に係る交渉により決定する。

第5 事業の実施に関する事項

1. 事業者の責任の明確化と適正かつ確実な事業の確保に関する事項

1.1 責任分担の基本的な考え方

本村と事業者は、提案書類及び請負契約書に従い、誠意をもってそれぞれの責任を履行する。

本事業は、「リスクを最も適切に管理することができる者が当該リスクを負担する」との考え方にに基づき、本村と事業者が適切にリスクを分担することで、より低廉かつ質の高いサービスの提供を目指す。

業務の遂行に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし不可抗力や法令変更といった事業者により予見が不可能あるいは困難なリスクなどを含め、本村が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本村が負うものとする。

1.2 村による業務実施状況の確認

本村は、請負契約書に定められた業務を事業者が確実に遂行し、請負契約書に定める要求水準が達成されているかを確認するためモニタリングを行う。

また事業者は、請負契約書に定めるところにより、業務実施状況を逐次本村に報告しなければならない。

2. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

2.1 本事業の継続が困難になった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合は、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者が要求水準を達成することができないか、その未達の程度が深刻である場合、本村は事業者に改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

本村の改善勧告にもかかわらず改善されない場合、本村は事業者に当該業務を行う者の交代を求めることができる。こうした措置にもかかわらず、事業の継続が不可と判断される場合、本村は請負契約を終了し、新たに事業者の選定を行うことができる。

(2) 本村の事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者は、請負契約書の定めに従い、請負契約を解約することができるものとする。この場合、本村は事業者が被る損害を賠償する。

(3) その他の事由により本事業の継続が困難になった場合

本村及び事業者は、いずれにも帰責事由のない事項もしくは不可抗力により本事業の継続が困難になった場合、請負契約書の規定に従い、本事業の継続のために適切な措置をとる。それにもかかわらず、本事業の継続が不可能と判断される場合、本事業を終了する場合がある。